

5. 財務関係

(7) 職員の賠償責任に関する調 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 法第243条の2の2によるもの

都道府県名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存在した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
和歌山県	有田振興局建設部副主査	7	2件の工事で未竣工であったにもかかわらず、当該職員が偽造した公文書等で検査を受検し、請負代金を不適正に支出したものの。	H30.3.27 H30.3.30	H30.9.5	別職員の現地調査で発覚	有	当該職員の行為は地方自治法第234条の2第1項に定める適正な契約の履行を確保するために行う監督に反する行為であり、第243条の2に基づく賠償責任があると認めた。	無	2,246,831	2,265,298 (遅延利息 18,467円を含む)	納入通知書による
鳥取県	西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課主事	2	公用車で走行中、居眠りにより道路外にはみ出して側溝に脱輪し、相手方の施設フェンスを破って、駐車中の相手方トラックに衝突したことにより、公用車が全損した。	H28.11.6	H28.11.7	事故報告書による	有	職員には重大な過失があり、地方自治法第243条の2に基づく賠償責任があるとし、賠償額は車両の賃貸借契約の中途解約金及び解約時までの賃貸借料に、遅延損害金を加えた額と決定した。	無	292,660	309,882 (遅延損害金 17,222円を含む)	納入通知書による
鳥取県	智頭警察署巡査	5	公用車で走行中、前方不注意により、信号停止中であった相手方車両の後部に追突し、公用車を損傷した。	H30.11.9	H30.11.15	事故報告書による	有	職員には重大な過失があり、地方自治法第243条の2に基づく賠償責任があるとし、賠償額は公用車修理代及び車両運搬代に、遅延損害金を加えた額と決定した。	無	383,389	406,220 (遅延損害金 22,831円を含む)	納入通知書による
沖縄県	南部土木事務所長	36	既に完了していた工事を新規に着手し完了したとする虚偽契約を作成。	H21.6.26 ～ H21.9.30	H23.12.20	国の完了検査	有	虚偽契約工事による公金支出は違法であり、それに伴う国庫補助金返還金に伴う利息分は県の損害である。	無	5,887,413	10,000,000 (別途と合わせて) ※訴訟上の和解	納付書払
計	4人		4件				有 4件 無 0件		有 0件 無 4件			

イ その他によるもの

都道府県名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存続した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
千葉県	総務部出先機関副主幹	37	加害職員が、勤務時間中に被害職員(嘱託職員)に対する身体的接触を繰り返し、被害職員が適応障害の診断を受けるに至った。	H30.5 ～ H30.6	H30.6.12	被害者親族からの電話連絡	1,067,714	1,067,714	納入通知書による納入	国家賠償法第1条第2項
鳥取県	農林水産部農地・水保全課・係長	12	駐車していた公用車を発進させる際、後方に駐車車両があるにもかかわらず切り返しのために後退し、相手方車両の後部に接触した。	R1.11.14	R1.11.15	事故報告書による	78,694	78,694	納入通知書による	国家賠償法第1条第2項
長崎県	県民生活環境部環境保健研究センター企画環境研究部企画・環境科主任研究員	11	平成29年度及び平成30年度の放射線監視等交付金事業(平常時モニタリング調査)において、環境保健研究センター職員が不適切な事務処理を行い、これに伴う交付金の額の再確定が実施され、令和2年10月1日付で国費の返納を求められた事案	平成29年度から平成30年度	R2.1.9	所属からの報告による	1,851,811	1,289,787	現金の納付	民法第709条
沖縄県	土木建築部長	38	既に完了していた工事を新規に着手し完了したとする虚偽契約を作成。	H21.1.20 ～ H21.3.25	H23.11.7	会計検査院からの指摘	65,889,366	10,000,000	※ 訴訟上の和解	民法第709条
沖縄県	南部土木事務所長	36					65,828,006	10,000,000(別途と合わせて)	※ 訴訟上の和解	民法第709条
計	5人		4件							

② 市町村分

ア 法第243条の2の2によるもの

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
青森県	大鰐町	農業委員会事務局次長	19	不適切な公金管理により公金54,264円を亡失	R1.10.10	R1.10.10	主管課長からの報告	有	町に与えた損害について賠償責任があると認めた	無	54,264	54,264	納入通知書による
宮城県	涌谷町	会計課長	35	町民から窓口納付のあった公金の紛失	H29.7.3 H30.3.6	H30.3.7	会計課長からの報告	有	会計課長及び会計班長を損害賠償責任を有する職員と認め、公金亡失額に遅延利息年利率を加算した金額を賠償額とする。	無	311,000	286,120	納付書による支払い
宮城県	涌谷町	会計課 会計班長	26	町民から窓口納付のあった公金の紛失	H29.7.3 H30.3.6	H30.3.7	会計課長からの報告	有	会計課長及び会計班長を損害賠償責任を有する職員と認め、公金亡失額に遅延利息年利率を加算した金額を賠償額とする。	無	311,000	24,880	納付書による支払い
秋田県	秋田市	秋田市消防団雄和第二分団	15	公用車を無免許で運転し、一般車両と接触事故を起こしたため、車両保険の補償を受けることができなかったもの	H29.7.22	H29.11.9	消防分団長からの報告	有	元団員が市に対して賠償責任を有するものと認める。	無	87,841	92,100 (遅延損害金4,259円を含む)	納入通知書による
福島県	須賀川市	環境課長	31	不適切な公金(畜犬登録鑑札交付手数料等)の保管及び紛失	H30.10.18 ～ H30.11.1	H30.11.5	所管部署からの報告	有	市に損害を与えたとして賠償責任を有する職員と認定	無	226,750	113,375	納入通知書による
		環境課課長補佐兼環境保全係長	32					有		無		68,025	納入通知書による
		環境課環境衛生係長	25					有		無		45,350	納入通知書による
福島県	北塩原村	会計管理者兼出納室長	37	出納室(金庫室)で保管管理するつり銭34,100円の紛失があった。	R2.1.14	R2.1.14	関係部署からの報告	有	当該職員は、法第243条の2に該当し、過失により保管する現金を亡失し、村に損害を生じさせたため、賠償責任があると認めた。	長はR2.3月分の給料について、100分の30に相当する額を減額	23,870	23,997 (遅延利息127円含む)	現金納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
福島県	北塩原村	出納室出納員	11	同上	同上	同上	同上	有	同上	同上	10,230	10,284 (遅延利息54円含む)	同上
茨城県	取手市	福祉部次長兼社会福祉課課長	35	生活保護費より支出した移送費は、本人の意思ではなく、担当職員が作成した生活保護申請書によるものであったため、生活保護が取り消され、国及び県に費用返還することになり市に損害を与えたもの。	H29.2.2 ～ H29.2.17	R1.7.24	当該被保護者から申出があり、当時の経緯を確認したところ判明した。	有	課の統括責任者として、不適切な書類作成ができた状況にあったことを看過していた責任は重大であり、損害額の3割にあたる賠償責任を負うものとする。	無	51,060	51,060	現金納付
茨城県	取手市	福祉部社会福祉課課長補佐	29	生活保護費より支出した移送費は、本人の意思ではなく、担当職員が作成した生活保護申請書によるものであったため、生活保護が取り消され、国及び県に費用返還することになり市に損害を与えたもの。	H29.2.2 ～ H29.2.17	R1.7.24	当該被保護者から申出があり、当時の経緯を確認したところ判明した。	有	事務を指導監督する立場として、不適切な申請書を看過した責任は重大であり、損害額の3割にあたる賠償責任を負うものとする。	無	51,060	51,060	現金納付
茨城県	取手市	福祉部社会福祉課保護係長	38	生活保護費より支出した移送費は、本人の意思ではなく、担当職員が作成した生活保護申請書によるものであったため、生活保護が取り消され、国及び県に費用返還することになり市に損害を与えたもの。	H29.2.2 ～ H29.2.17	R1.7.24	当該被保護者から申出があり、当時の経緯を確認したところ判明した。	有	担当職員として、本人の意思を確認することなく職員自身の判断で申請書を作成したことは重大な過失であり、損害額の4割にあたる賠償責任を負うものとする。	無	68,080	68,080	現金納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
茨城県	取手市	福祉部社会福祉課主幹	12	生活保護費より支出した移送費は、本人の意思ではなく、担当職員が作成した生活保護申請書によるものであったため、生活保護が取り消され、国及び県に費用返還することになり市に損害を与えたもの。	H29. 2. 2 ～ H29. 2. 17	R1. 7. 24	当該被保護者から申出があり、当時の経緯を確認したところ判明した。	無	支払事務の担当で、支払関係書類からは不適切な申請であることの実情を知り得ることは困難であったと判断する。	無			
埼玉県	川越市	高階南公民館主査	24	公民館利用システムを故意に操作し、同館を利用した団体等の利用実績を取り消し、既に納入されていた使用料を着服したもの。	H29. 4. 1 ～ R1. 3. 31	R2. 4. 30	関係部署からの報告	有	当該職員は法第243条の2の2第1項に規定する職員に該当し、また公金を横領し、本市に損害を生じさせたため、賠償責任を有するものと認める。	無	273, 190	273, 190 (上記金額に遅延利息を加算)	金銭 (納入通知書による)
千葉県	香取市	会計管理者生活経済部参事支所課長	36 37 41	支所の会計課分室金庫において、現金が亡失した。	R2. 5. 7	R2. 5. 8	担当課からの報告	無	市の損害は補てんされていることから、賠償責任は無いものと判断する。	無	310, 000		
神奈川県	開成町	会計管理者兼出納室長	32	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	出納室主査	36	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知り至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
神奈川県	開成町	税務課課長	29	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課主幹	27	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課副主幹	12	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課主査	12	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課主査	11	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
神奈川県	開成町	税務課主事	2	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課主事	2	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課主事	0	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	税務課会計年度任用職員	0	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	環境上下水道課課長	32	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
神奈川県	開成町	環境上下水道課主幹	27	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	環境上下水道課主幹	22	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	環境上下水道課主査	17	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	環境上下水道課主査	11	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	環境上下水道課主任主事	4	つり銭用現金の亡失	R2.9.23	R2.9.24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
神奈川県	開成町	環境上下水道課主任主事	2	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
神奈川県	開成町	環境上下水道課会計年度任用職員	0	つり銭用現金の亡失	R2. 9. 23	R2. 9. 24	会計管理者からの事故報告	無	現金の保管は適切に行われていることから、つり銭の違算が現金亡失の原因である蓋然性が高いが、原因者を特定できないことから賠償責任は問えない。	無			
山梨県	笛吹市	消防本部長		緊急消防援助活動費の亡失	H30. 11. 15 ～ H31. 4. 3	H30. 11. 16	事件について、報告を受理	無	市が加入する保険により補填されており、保険金の支給の有無による掛金への影響が無い。	無	400,000	0	保険金による補填
岐阜県	岐阜市	財政部納税課長	44	市税夜間納付窓口において、市民から領収した現金37,000円等が盗難された。	H30. 3. 15	H30. 3. 19	岐阜市会計規則に基づき、事故報告がなされたため	有	現金取扱員に対する指揮監督に関する過失があり、損害の発生の原因となった程度は10分の3	無	11,100	11,467	現金納付
岐阜県	岐阜市	財政部納税課徴収係主事	1	市税夜間納付窓口において、市民から領収した現金37,000円等が盗難された。	H30. 3. 15	H30. 3. 19	岐阜市会計規則に基づき、事故報告がなされたため	有	現金の取り扱いについて過失があり、損害の発生の原因となった程度は10分の7	無	25,900	26,758	現金納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係				
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
愛知県	豊山町	会計管理者	28	令和2年6月30日支払いの期末・勤勉手当に係る源泉所得税8,655,675円の納付を12月まで失念した結果、本町に源泉所得税に係る不納付加算税432,500円及び延滞税93,000円、合計525,500円が発生した。	R2.12.1	R2.12.2	令和2年12月2日、会計管理者が町長へ事実を報告した。	有	当該職員の責任は「故意又は重大な過失により」法令の規定に違反するといえることから、当該職員が豊山町に対して損害賠償責任を有するものと認める。損害賠償額は豊山町の損害額525,500円とする。	無	525,500	525,500	現金納付	
京都府	京田辺市	総務部長	35	総務部職員課主事は、H30.6月支給の職員の期末・勤勉手当に係る所得税について、納付期限であるH30.7.10までに納付する必要があったが、その処理を怠った。その後、H31.1.9に納付漏れに気付き、管轄税務署に連絡の上、至急で納付処理を行い、H31.1.10に納付した。しかしながら、納付期限から184日遅れたため、延滞税628,400円及び不納付加算税2,397,500円が市に賦課された。なお、当該延滞税等については、市の負担によりH31.3.13に納付済みである。	H30.7.11～ H31.3.13	H31.1.16	口頭での報告及び期末書の提出	有	源泉所得税納付関係書類が回議されていないことについて、注意さえすれば本件結果を予測することができたため、賠償責任がある職員であると認められる。	無	3,025,900	1,008,634	地方自治法243条の2の2第3項による賠償命令に基づき、損害賠償金及び遅延賠償金を納入	
		総務部副部長	33					有		無		1,008,633		
		総務部職員課長	32					有		無		1,008,633		
		総務部職員課給与厚生係長	18					無		無		-		-
		総務部職員課主事	4					無		無		-		-

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
大阪府	忠岡町	産業まちづくり部 下水道課長	27	下水道事業特別会計の平成30年度分の消費税及び地方消費税の納付が遅延し、延滞税及び加算税が生じ、町に損害を与えた。	R1. 10. 1 ～ R2. 3. 18	R2. 1. 24	本人より平成30年度の消費税及び地方消費税の申告納付を行っていない旨の申告があったため。	無	町が損害を被った事実は認められたが、本人からの申し出により、損害の補填がされていることから、賠償の責任はないものと判断する。	無	266,700		
山口県	周防大島町	病院事業局 東和病院 主事	2	主に会計業務を行うにあたり、入金伝票を隠匿等し、現金を着服した。	H28. 8. 14 ～ H29. 10. 30	H29. 11. 24	患者から支払われた入院費に関する不審な対応が確認され、事実確認により判明した。	有	町病院事業局に対し損害賠償責任を有する。 損害賠償額の決定。	無	17,601,766	17,601,766	現金納付
香川県	まんのう町	会計室室長	31	特定目的基金等の公金横領	H30. 5. 2 ～ H31. 3. 29	H31. 4. 17	人事異動後の後任者が基金の通帳内に不明金を発見	有	横領の事実、賠償責任があると認め賠償額を決定する。	無	28,666,230	28,666,230	現金賠償
高知県	香南市	会計管理者	39	粗大ごみ処理手数料自動券売機売上金の一部477,700円が不明。	H27. 12. 11 ～ H28. 3. 31	H30. 6. 27	粗大ごみ処理手数料自動券売機の売上金の一部の入金処理を行わなかったことから調査を実施。手数料収入額が実際の売上金より少なくなっていたことが発覚した。	無	補助職員が違法な行為をしたこと又は違法に職務を怠ったことにつき、当然に自らの行為と同視されるものではないことから損害賠償の責任は認められない	無	0		
高知県	香南市	環境対策課長	35					有		無	238,850	238,850	現金納付
高知県	香南市	環境対策課長補佐	37					有	券売機の手数料である公金を適正に管理する義務を果たしておらず、過失があると認められるため、損害賠償の責任があると解する	無	95,540	95,540	現金納付
高知県	香南市	環境対策課係長	36					有		無	71,655	71,655	現金納付
高知県	香南市	環境対策課主事	6					有		無	47,770	47,770	現金納付
高知県	香南市	環境対策課主事	6					有		無	23,885	23,885	現金納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ると至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
福岡県	北九州市	門司区役所総務企画課選挙統計係係長	28	選挙事務従事者の報酬(市職員、約24万円)が盗難被害にあり、再度公金支出したため市に損害が発生した。亡失した現金の行方は不明	R1. 7. 20	R元. 7. 21	R元. 7. 21警察署刑事課に被害届を提出	有	職員の賠償責任があると判断し、賠償額は亡失した手当の額(241,600円)と、未払いの手当てを再度公金から支出した日から納付の日まで年5分の割合により算定する額の遅延損害金(7,181円)とを合算した額とした	無	241,600	248,781	現金納付
鹿児島県	伊仙町	社会教育課課長	29	備品購入事業について、納入期限のH29. 3. 30時点で全品目未納であったが、町財務規則等に反してH29. 3. 30付けで検査調書を作成し、H29. 4. 3に契約代金を支出した。	H29. 4. 3	H29. 6. 6	当時の担当課長からの報告	有	検査員として納品が完了していないにも関わらず、故意に完了している旨の検査調書を町長に提出した過失により損害賠償責任を負うものとする	無	1,147,284	1,147,284	現金納付
鹿児島県	伊仙町	社会教育課課長補佐	15	備品購入事業について、納入期限のH29. 3. 30時点で全品目未納であったが、町財務規則等に反してH29. 3. 30付けで検査調書を作成し、H29. 4. 3に契約代金を支出した。	H29. 4. 3	H29. 6. 6	当時の担当課長からの報告	有	課長を直接補助する立場として事実と異なる検査調書の提出に関与した過失、債務が確定していないにも関わらず支出負担行為の決裁に関与した過失として損害賠償責任を負うものとする	無	956,070	956,070	現金納付
鹿児島県	伊仙町	社会教育課主事補	2	備品購入事業について、納入期限のH29. 3. 30時点で全品目未納であったが、町財務規則等に反してH29. 3. 30付けで検査調書を作成し、H29. 4. 3に契約代金を支出した。	H29. 4. 3	H29. 6. 6	当時の担当課長からの報告	有	債務が確定していないにも関わらず支出負担行為を起票した過失として損害賠償責任を負うものとする	無	382,428	382,428	現金納付
計	19団体	56人		45件				有 30件 無 26件		有 2件 無 54件			

イ その他によるもの

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
北海道	当別町	福祉部保健福祉課福祉係主事	7	不正に流用した予算により業者から私的な物品を購入した。	R2.1 ～ R2.3	R2.4.27	業者から提出された請求書に疑義を持った福祉係職員が調査を行ったところ対象職員の不正が発覚。関係部署から報告を行った。	1,906,307	1,906,307	現金による全額賠償	民法第703条
岩手県	野田村	議会事務局主事	6	村所有の公用車が十字路口交差点を通過する際、左方より直進してきた相手方車両と衝突したもの。	R1.5.9	R1.5.10	全国自治協会自動車損害共済保険に係る事故報告	24,370	24,370	和解による損害賠償	示談成立
岩手県	野田村	総務課主事	1	村所有の公用車が、前方不注意により、停車中の車両に追突したもの。	R1.5.27	R1.5.27	全国自治協会自動車損害共済保険に係る事故報告	3,585,880	3,585,880	和解による損害賠償	示談成立
宮城県	塩竈市	産業環境部水産振興課主査	8	施設利用者から受け取った手数料等を市の歳入として入金せずに横領した	R1.5 ～ R2.12	R2.12.17	関係部局からの報告	2,118,193	2,118,193	現金による全額賠償	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ると至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
茨城県	古河市	市長	8	指名競争入札において特定の業者に対し、違法な指名回避を行ったとして、業者が市に損害賠償を求め、別訴判決(H25.1.17確定)でこれが認められた。	H16.9.1 ～ H18.11.30	H26.3.19	契約問題訴訟第三者調査委員会からの報告書提出	24,823,546	24,823,546	求償金請求訴訟判決 (R2.9.18確定)に基づき、納入通知書により請求	国家賠償法第1条第2項
茨城県	古河市	助役	2						24,823,546円のうち 12,610,361円について市長と連帯責任を負う。		
茨城県	古河市	副市長	4						24,823,546円のうち 9,805,301円について市長と連帯責任を負う。		
茨城県	古河市	総務部長	40						24,823,546円のうち 2,407,884円について市長と連帯責任を負う。		
茨城県	坂東市	市長	4	上位役職の職員によるパワーハラスメント事案	H27.12～ H29.11	H29.12.5	訴状送達時	979,785	979,585	原告への賠償金の支払い (同時に関係職員から寄附により補てん)	国家賠償法第1条第1項
茨城県	茨城町	都市建設部 水道課 課長補佐	26	事務局を担当していた団体の公金を横領したもの	H27.7～ H29.6	R2.7.15	担当課長より長へ報告	1,185,310	1,185,310	銀行振込	民法709条
茨城県	茨城町	生活経済部 みどり環境課 主幹	28	事務局を担当していた団体の公金を横領したもの	R1.7～ R2.3	R2.7.17	担当課長より長へ報告	210,462	210,462	現金納付	民法709条
栃木県	下野市	総務人事課 主幹	23	給与担当職員が、退職者等の名義を使い、自分の口座に給与を振り込んでいた。	H28.8 ～ H30.1	H30.1	警察の捜査	37,157,619	37,157,619	口座差押、親族からの弁済等	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
千葉県	千葉市	千葉市立中学校教諭	7	教諭による生徒に対する行き過ぎた指導事案	H29. 5. 11	H29. 5. 24	担当課からの報告	300,000	150,000	現金納付	国家賠償法第1条第2項
山梨県	笛吹市	産業観光部観光商工課主査	10	市のガソリンを窃盗したことによる損害賠償	R2. 8. 28	R2. 8. 28	職員逮捕による関係部署からの報告	1,240	1,240	現金納付	民法709条
岐阜県	岐阜市	商工観光部鶴飼観覧船事務所運航管理係長	31	業者と共謀して、船外機を修繕したこととして架空請求し、公金を詐取した。	H28. 9. 20～ H30. 7. 24	H30. 11	外部からの通報	1,155,246 (遅延損害金を含む。)	658,540 (遅延損害金を含む。)	職員本人と業者が共同して賠償	民法第709条
静岡県	静岡市	静岡市立高等学校講師	5	生徒に対して、不適切な言動等を行い、相手に精神的な苦痛を与えた。	H28. 10～ H29. 5	H29. 5. 29	学校長から教育長に報告を行った。	500,000	500,000	申立人の指定する口座へ振り込んで支払った。	国家賠償法第1条第2項
静岡県	浜松市	土木部 副技監	31	土木事業において、市有地である旧水路敷を地元住民に払い下げを行うにあたり、本来は払い下げ要望者とその土地の測量や登記等を実施すべきところ、職員が市が実施すべきことが決定事項であるように上司に虚偽の説明をし、本市の委託事業として契約を締結、委託料が支出され、市に損害を生じさせた。	H30. 11. 30	H31. 4. 26	通常の事務処理とは異なる事務処理を行った辻褁をあわせるため、職員が書類の改ざんを行ったことで発覚した。	4,045,909	4,045,909	退職手当と相殺	民法709条
愛知県	名古屋市	市立学校教諭	8	当該学校の備品である撮影機はじめ6品を窃盗したものの	H29. 10～11 H30. 2～3	H30. 10. 5	所属における内部確認による	440,000	440,000	現金納付	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
奈良県	奈良市	まち美化推進課主務	24	業務嘱託職員に対してセクハラ・パワハラ発言を行っていた	H27.10月頃～H29.2月頃	R2.10.15	元業務嘱託職員から任用継続を求める裁判があり、その中で左記事実の訴えがあった。	490,038	490,038	本人に納付書を渡し、支払いを受けた	国家賠償法第1条第2項
奈良県	上北山村	保健福祉課主事補	3	平成29年度介護保険の認定手続きに不適切な行為を行い、介護認定業務を行った。	H30.6.13	H30.6.13	所属課長からの報告により知る。	620,800	620,800	本人弁済	介護保険法第27条
和歌山県	串本町	福祉課主査		勤務時間中および勤務時間外に、公用パソコンでインターネットサイトのいかかわしい小説をダウンロードし、大量に印刷して読んでいた。	H31.4～R1.11	R1.11.13	勤務場所以外のプリンターにプリントアウトされた小説を他の職員が見つげ、総務課に報告があったため。	40,528	40,528	現金納付	民法第709条 民法第415条
広島県	広島市	消防局消防署消防署長	36	公用車を私的利用した。	H30.2.19 H30.3.30 H30.10.29 H30.11.26	H31.3.28	他自治体の議員からの通報を契機として調査を行った結果、発覚したもの。	10,410円	10,746円 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	納付書による	民法第719条
広島県	広島市	消防局消防署副署長	36		H30.2.19 H30.3.30 H30.10.29 H30.11.26						
広島県	広島市	消防局消防署予防課課長	38		H30.2.19 H30.10.29 H30.11.26						
広島県	広島市	消防局消防署予防課課長補佐	23		H30.2.19						

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
広島県	広島市	経済観光局中央卸売市場食肉市場技術員	11	市所有の物品を故意に損傷した。	R1. 7. 22	R1. 8. 9	職員から上司に報告があったため調査した結果、発覚したもの。	1,500円	1,552円 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	納付書による	民法第709条
広島県	広島市	区市民部保険年金課課長補佐	41	国民健康保険証の誤交付による被保険者資格を有しない者が受けた診療等について、当該診療等に係る本市の支払を止める義務があったにもかかわらず、それを怠った。	H25. 9. 5～ H25. 10. 5 H25. 12. 6～ H27. 4	H29. 12. 28	入国管理局の照会を契機として調査を行った結果、発覚したもの。	4,262,620円	5,621,219円 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	納付書による	民法第709条
香川県	高松市	地域政策部地域振興課円座出張所長	44	当該所長が、配下の非常勤嘱託職員(当時)に対して行ったセクハラ行為に対する慰謝料として、高松市が当該嘱託職員に371,543円を支払ったもの。	H27. 4. 10頃～ H28. 11. 30頃	H29. 6. 19	当該セクハラ行為による訴訟が提訴されたことによる。(セクハラ行為自体についてはこれ以前に長まで報告済み)	371,543	371,543	納付書による納付	国家賠償法第1条第2項
長崎県	佐世保市	環境部課長級	-	債権時効による業務保証金未返還	R1. 6	R1. 10. 23	内部統制への報告によるもの	200,000	200,000	納付書による納付	国家賠償法第1条第2項
長崎県	佐世保市	農林水産部課長級	-								国家賠償法第1条第2項
沖縄県	那覇市	市立中学校教諭	3	不適切な指導による適応障害発症事案	H29. 10. 25～ R2. 3. 31	R30. 1	学校長報告	750,000	750,000	原告への和解金の支払い	国家賠償法第1条第1項
計	20団体	31人		24件							